

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

荒尾市は、地方税法に基づく税の賦課・徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県荒尾市長

公表日

令和3年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	荒尾市では、地方税法に基づき、1月1日現在で荒尾市に土地・家屋・償却資産を所有している者に対して、その資産価値に応じた固定資産税を課税する。具体的には、 ①売買や相続などの登記異動に伴う固定資産課税台帳の異動処理 ②土地・家屋・償却資産の現地調査。家屋については家屋調査評価業務を実施 ③前年中に取得・減少した償却資産について申告を受け付け ④土地・家屋・償却資産(一品/申告書)の異動 ⑤土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準額を計算した後、名寄せ、課税計算を行い、固定資産課税台帳を作成 ⑥固定資産課税台帳を納税義務者に閲覧 ⑦課税計算した結果を納税義務者へ通知
③システムの名称	1 固定資産税システム 2 統合宛名管理システム 3 中間サーバー 4 eLTAX
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(16の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし (固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) 【情報照会の根拠】 1 番号法第19条第8号及び別表第二(27の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部 税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	荒尾市 総務部 総務課 行政管理係 〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地 電話:0968-63-1209
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	荒尾市 市民環境部 税務課 資産税係 〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地 電話:0968-63-1346

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	I-4 ②法令上の根拠	(固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。)	(固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)	事後	
平成30年8月1日	I-5 ②所属長の役職名	税務課長 松村 英信	課長	事後	
平成30年8月1日	II-1 対象人数	平成27年5月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年8月1日	II-2 取扱者数	平成27年5月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-1 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	
令和1年6月28日	II-2 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	様式改訂に伴う、リスク対策の追加	事後	
令和2年6月28日	II-1 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月28日	II-2 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月28日	I-1 ②事務の概要	<p>荒尾市では、地方税法に基づき、1月1日現在で荒尾市に土地・家屋・償却資産を所有している者に対して、その資産価値に応じた固定資産税額を課税する。具体的には、</p> <p>①取得、所有権移転、売買などによる登記簿の異動</p> <p>②土地家屋の現地での調査。家屋については評価を実施</p> <p>③、④ 略</p> <p>⑤土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準額を計算した後、名寄せ、課税計算を行い、名寄せ帳を作成</p> <p>⑥名寄せ帳を納税義務者に閲覧</p> <p>⑦ 略</p>	<p>荒尾市では、地方税法に基づき、1月1日現在で荒尾市に土地・家屋・償却資産を所有している者に対して、その資産価値に応じた固定資産税額を課税する。具体的には、</p> <p>①売買や相続などの登記異動に伴う固定資産課税台帳の異動処理</p> <p>②土地・家屋・償却資産の現地調査。家屋については家屋調査評価業務を実施</p> <p>③、④ 略</p> <p>⑤土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準額を計算した後、名寄せ、課税計算を行い、固定資産課税台帳を作成</p> <p>⑥固定資産課税台帳を納税義務者に閲覧</p> <p>⑦ 略</p>	事後	
令和3年8月31日	I-4 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 略</p> <p>【情報照会の根拠】 1 番号法第19条第7号及び別表第二(27の項)</p> <p>2 略</p>	<p>【情報提供の根拠】 略</p> <p>【情報照会の根拠】 1 番号法第19条第8号及び別表第二(27の項)</p> <p>2 略</p>	事前	